

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備及び経過措置に関する政令（案）に対する意見公募を実施した際からの技術的修正による変更点（傍線部分）

修正箇所	修正前	修正後
第一条	<p>(<u>法第六十九条第一項第二号の政令で定めるもの</u>) 第二十四条 法第六十九条第一項第二号の政令で定めるものは、先端的な半導体の生産に必要な原材料、部品及び設備とする。</p>	<p>(<u>その生産施設の設置が先端半導体・人工知能関連技術措置の対象となる当該生産施設で生産されるもの</u>) 第二十四条 法第六十九条第一項第二号の政令で定めるものは、先端的な半導体の生産に必要な原材料、部品及び設備とする。</p>
第三条	<p>附則第九条の四の次に次の一条を加える。 第九条の五 令和七年度における財政法第六条に規定する剰余金は、第十九条並びに附則第九条の二、<u>第九条の三及び前条第二項の規定にかかわらず</u>、同項の規定により計算して得た額から、令和六年度の一般会計補正予算（第1号）に計上された先端半導体・人工知能関連技術費用（情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）附則第五条第一項に規定する先端半導体・人工知能関連技術費用をいう。）に関する経費であつて、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、当該年度において不用となつた金額及び国に返納された金額（以下この項において「不用額等」という。）がある場合における当該不用額等（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が</p>	<p>附則第九条の四の次に次の一条を加える。 第九条の五 令和七年度における財政法第六条に規定する剰余金は、第十九条並びに附則第九条の二<u>及び第九条の三並びに前条第二項の規定にかかわらず</u>、同項の規定により計算して得た額から、令和六年度の一般会計補正予算（第1号）に計上された先端半導体・人工知能関連技術費用（情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）附則第五条第一項に規定する先端半導体・人工知能関連技術費用をいう。）に関する経費であつて、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、<u>令和七年度</u>において不用となつた金額及び国に返納された金額（以下この項において「不用額等」という。）がある場合における当該不用額等（返納の際に当該金額に延滞利息又は加</p>

	<p>付されている場合には、これらの金額を含む。)を控除して計算する。</p> <p>前項の規定は、令和八年度における財政法第六条に規定する剰余金について準用する。この場合において、同項中「<u>、</u>第九条の三<u>及び</u>前条第二項」とあるのは、「<u>及び</u>前条第三項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えるものとする。</p>	<p>算金が付されている場合には、これらの金額を含む。)を控除して計算する。</p> <p>前項の規定は、令和八年度における財政法第六条に規定する剰余金について準用する。この場合において、同項中「<u>第九</u>条の三<u>並びに</u>前条第二項」とあるのは「<u>前</u>条第三項において読み替えて準用する同条第二項」と、「<u>令和七</u>年度において」とあるのは「<u>令和八</u>年度において」と読み替えるものとする。</p>
<p>第三条</p>	<p>附則第十条の三の次に次の一条を加える。</p> <p>第十条の四 情報処理の促進に関する法律第六十九条第三項の規定により令和七年度から令和十二年度までの各年度の翌年度の四月一日以後発行される公債に係る収入であつて当該各年度所属の歳入とされるものについては、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において当該各年度所属の歳入金として当該各年度の翌年度の六月三十日まで受け入れることができる。</p>	<p>附則第十条の三の次に次の一条を加える。</p> <p>第十条の四 情報処理の促進に関する法律（<u>昭和四十五年法律第九十号</u>）第六十九条第三項の規定により令和七年度から令和十二年度までの各年度の翌年度の四月一日以後発行される公債に係る収入であつて当該各年度所属の歳入とされるものについては、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において当該各年度所属の歳入金として当該各年度の翌年度の六月三十日まで受け入れることができる。</p>